



※法律等は随時変更されます。必ず最新の法律をご確認下さい。弊社にお問い合わせの際は、「〇年〇月号No.〇」のように、番号にてお問い合わせ下さい。

1

最低賃金の引き上げ動向：2029年には全国平均が1,500円になる可能性あり



発効日：2024年10月1日ごろ

法案☐ 成立済☒ 施行済☐

最低賃金法

厚生労働大臣からの諮問を受けて、2025年7月11日より、中央最低賃金審議会で令和7年度地域別最低賃金額改定の目安についての検討が始まっている。現在、最低賃金の全国加重平均は1,055円だが、閣議決定により「2020年代に全国平均で1,500円以上」を目指す方針が打ち出されている。この目標を実現するには、2025年度から2029年度までの5年間、毎年約7%ずつ最低賃金を引き上げる必要がある。仮にこのペースで引き上げが行われた場合、初年度となる2025年度には、全国加重平均額が1,100円台に到達することになる。例年、7月末ごろに目安額の答申がなされ、目安額を参考に8月中に各都道府県の最低賃金審議会で地域別最低賃金が決定、10月初旬に発行されるのが通例となっている。本年は引上げ額をめぐる調整が難航しているとの報道も見受けられるため、動向に注視する必要がある。

最低賃金を下回る労働条件は最低賃金法に反し無効となり、自動的に最低賃金の水準まで引き上げられる。さらに、最低賃金に満たない状態が継続した場合には、差額の未払い賃金に加えて遅延損害金が発生する。なお、最低賃金の発効日までに賃金改定を行わず、地域別最低賃金を下回る賃金を支払った場合には50万円以下（産業別の特定最低賃金を下回った場合には30万円以下）の罰金が科される可能性がある。

【厚生労働省／中央最低賃金審議会】https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-tingin_127939.html

【厚生労働省／最低賃金制度】<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>

2

社会保険の「106万円の壁」、3年以内に撤廃



施行日：未定

法案☐ 成立済☒ 施行済☐

健康保険法・厚生年金保険法

2025年6月から3年以内に、社会保険の「106万円の壁」が撤廃されることが決定した。短時間労働者の働き控え解消による労働力確保や、社会保険制度の安定化が目的とされている。また、決定の背景としては、最低賃金が年々上昇傾向にあることで、20時間以上働けば年収106万円を超えるケースが増え、社会保険加入における年収要件が意味をなさなくなっていることも影響したとされている。なお、社会保険加入の1つの要件である「従業員50人超の企業に勤めていること（企業規模要件）」は、今後段階的に縮小・撤廃予定とされている。

「106万円の壁」撤廃は、短時間労働者が働き方を見直すきっかけになりうる。例えば、「現在の企業規模要件に当てはまらない会社に転職する」「フルタイム勤務への転換を行う」といった行動につながる可能性が考えられる。企業にとっては、労働力の確保や人件費の試算など、見通しを立てづらい状況が続くおそれがある。撤廃時期が決定してから慌てて対応することにならないよう、今から社員に働き方について考える機会を提供した上で、今後の人員体制や人件費の試算・検討を行うことが望ましい。

【厚生労働省／「年収の壁」への対応】https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

【厚生労働省／社会保険適用拡大特設サイト】<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

人事労務トピックスの内容について、**オンライン無料相談**を受け付けています。

ご希望の方は、jinjic@attax.co.jp まで「人事労務トピックス無料相談希望」の旨を明記の上、お問い合わせください。

※日程調整は承りますが、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。